

奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二十五号

奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例

奈良県医師確保修学研修資金貸与条例（平成二十年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県医師確保修学資金貸与条例

第一条中「修学研修資金」を「修学資金」に改める。

第二条第一号中「大学修学資金」を「医科大学」に、「以下「医科大学」という。」における修学のための資金をいう。」を「」をいう。」に改め、同条第二号中「臨床研修資金」を「臨床研修」に改め、「（以下「臨床研修」という。）のための資金」を削り、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第三条の見出し中「修学研修資金」を「修学資金」に改め、同条各号列記以外の部分中、「次の各号に掲げる修学研修資金の区分に応じ、当該各号に定める者（規則で定める者を除く。）で」を削り、「もの」を「医科大学に在学する者（規則で定める者を除く。）」に、「修学研修資金を」を「修学資金を」に改め、同条各号を削る。

第四条の見出し及び同条第一項中「修学研修資金」を「修学資金」に改め、同条第二項中「修学研修資金」を「修学資金」に、「第四項第一号」を「第四項」に、「第十條第一項第一号及び第二項第一号」を「第十條第一号」に改め、同条第三項中「修学研修資金」を「修学資金」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 修学資金の貸与期間は、修学資金を貸与することを決定した日の属する月から正規の修業年限により医科大学を卒業する日の属する月までの期間とする。

第四条第五項中「前項第一号」を「前項」に改める。

第五条第一項及び第二項中「修学研修資金」を「修学資金」に改める。

第六条中「修学研修資金」を「修学資金」に、「修学生等」を「修学生」に、「若しくは停学にされ、又は臨床研修若しくは専門研修（以下「臨床研修等」という。）を中断した」を「又は停学にされた」に、「若しくは停学にされ、又は臨床研修等を中断した」を「又は停学にされた」に、「復学し、又は臨床研修等を再開した」を「復学した

」に改める。

第七条各号列記以外の部分中「修学生等」を「修学生」に、「修学研修資金」を「修学資金」に改め、同条第一号中「退学し、又は臨床研修等を中止した」を「退学した」に改め、同条第二号中「又は臨床研修等」を削り、同条第四号及び第六号中「修学研修資金」を「修学資金」に改める。

第八条第一項各号列記以外の部分中「知事は、」の下に「修学資金の貸与を受けた者が」を加え、「修学研修資金」を「修学資金」に改め、同項第一号中「大学修学資金の貸与を受けた者（大学修学資金等の貸与を受けた者を除く。第十条第一項において同じ。）が、」を削り、「直ちに」の下に「知事が指定する病院において」を加え、「修学研修資金」を「修学資金」に、「大学修学資金」を「医師としての業務に従事している場合において、当該臨床研修に従事した期間及び指定従事医療機関において医師としての業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）が、修学資金」に、「医師としての業務に従事した」を「に達した」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「指定従事医療機関において医師としての業務に従事している期間（以下「従事期間」という。）中」を「従事期間中」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「から第三号まで」を削り、同条第三項中「大学修学資金又は臨床研修資金の貸与を受けた者に対する第一項第一号から第三号まで」を「第一項第一号」に、「専門研修」を「研修」に改める。

第九条中「修学研修資金」を「修学資金」に改める。

第十条第一項各号列記以外の部分中「大学修学資金」を「修学資金」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「直ちに」の下に「知事が指定する病院において」を加え、同項第六号中「直ちに」の下に「知事が指定する病院において」を加え、「大学修学資金」を「医師としての業務に従事した場合において、従事期間が修学資金」に、「医師」を「に達する日まで当該指定従事医療機関において医師」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十一条及び第十二条中「修学研修資金」を「修学資金」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良県医師確保修学研修資金貸与条例（以下「改正前の条例」という。）第三条の規定により貸与を受けている者及び既に貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）に係る修学研修資金については、なお従前の例による。ただし、被貸与者のうち、この条例の施行の日前に改正前の条例第二条第二号に規定する臨床研修に従事していないものがこの条例による改正後の奈良県医師確保修学資金貸与条例の規定の適用を受ける旨を申し出たときは、この限りでない。